

長期優良住宅技術的審査

長期優良住宅技術的審査業務の手数料については、以下のとおりです。(令和元年10月1日から適用)

1. 別表1と別表2の合計金額が、居住環境以外の区分に係る審査料金です。
2. 長期使用構造の区分(三次市)に係る審査料金は、別表3によります。
3. 戸建住宅(併用住宅を含む。)を性能評価と併願申請する場合は、長期優良住宅審査料金は8,000円(税込)で実施します。
4. 構造計算が必要な確認申請と併願申請する場合は、耐震性に係る区分の審査料金を半額にします。
5. 住宅型式性能認定・型式住宅部分等製造者認証等を受けたものの審査料金は半額にします。
6. 増改築に係る審査料金は、別表4によります。
7. 計画変更の場合は、関係する区分に係る審査料金を半額にします。なお、技術的審査を伴わない変更審査(戸建住宅)料金は、1住戸あたり5,000円(税込)とします。
8. 再発行料金は1通につき2,200円(税込)とします。
9. 上記以外の審査料金については、申請者と株式会社広島建築住宅センターが協議して決めます。

別表1 耐震性の区分に係る審査料金

(単位:円、消費税込)

住棟の延べ面積		手数料額(円)
戸建住宅(併用住宅を含む。)		19,000
共同住宅等	500㎡以内	57,000
	500㎡ 超え 1,000㎡ 以内	111,000
	1,000㎡ 超え 3,000㎡ 以内	233,000
	3,000㎡ 超え 5,000㎡ 以内	435,000
	5,000㎡ 超え 10,000㎡ 以内	864,000
	10,000㎡ 超え 20,000㎡ 以内	1,586,000
	20,000㎡ 超え 30,000㎡ 以内	2,393,000
30,000㎡ 超え		2,948,000

別表2 耐震性及び居住環境以外の区分に係る審査料:

(単位:円、消費税込)

審査対象戸数(M)		手数料額(円)
戸建住宅(併用住宅を含む。)		32,000
共同住宅等	10戸 以下	32,000+16,000(M-1)
	11戸 以上 100戸 以下	178,000+7,300(M-10)
	101戸 以上 200戸 以下	838,000+6,900(M-100)
	201戸 以上 300戸 以下	1,531,000+6,500(M-200)
	301戸 以上	2,183,000円から2,641,000円の範囲で 2,183,000+4,600(M-300)

※1,000円未満の端数は切捨てです。

別表3 長期使用構造の区分(三次市)に係る審査料:

(単位:円、消費税込)

審査対象戸数		手数料額(円)
戸建住宅(併用住宅を含む。)		26,000
共同住宅等	5戸 以下	69,000
	6戸 以上	84,000

別表4 増改築に係る審査料金

(単位:円、消費税込)

審査対象戸数		手数料額(円)
戸建住宅(併用住宅を含む。)		66,000

※1 センターが審査に当たり調査等を必要とする場合は追加料金が必要です。

※2 共同住宅等は見積によります。